

規 則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、添付すべき書類を任命権者に提出するとともに、同項の配偶者等との別居の状況等を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第三項において同じ。）により届け出たときは、学校職員は、前項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第一項の規定による単身赴任手当の月額決定又は改定に係る事項を総務事務システムに記録したときは、任命権者は、前項の規定による記載をしたものとみなす。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。